

平成24年

上尾市教育委員会12月定例会
議案資料

目 次

議案第59号・議案第61号 資料

- ◇議案第59号「上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則の制定について」及び議案第61号「上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の概要 ----- 1
- ◇組織の廃止及び新設に係る教育委員会発出 協議文書 ----- 2
- ◇組織の廃止及び新設に係る上尾市長発出 協議に対する回答文書 ----- 3

議案第59号 資料 (上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則の制定について)

- ◇上尾市スポーツ推進審議会規則 新旧対照表 ----- 4
- ◇上尾市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表 ----- 4
- ◇上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則 新旧対照表 ----- 7

議案第60号 資料 (上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について)

- ◇議案第60号「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について」の概要 ----- 8
- ◇上尾市民体育館管理規則 新旧対照表 ----- 9

議案第61号 資料 (上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について)

- ◇上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程 新旧対照表 ----- 13
- ◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程 新旧対照表 ----- 14

◇議案第59号「上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則の制定について」及び議案第61号「上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の概要

1 改正の理由

教育委員会事務局の組織について再編を行うため、地方自治法第180条の4第2項の規定に基づき、市長と協議を行った結果、市長からの回答を踏まえ、所要の改正を行うとともに、併せて規定の整理を行うもの。

※ 教育委員会発出 市長宛 協議文書の写し（2ページ資料）

※ 市長発出 教育委員会宛 回答文書の写し（3ページ資料）

2 改正点

- (1) スポーツ振興センター及び市民体育館の組織を廃止し、スポーツ振興課を新たに設置すること。
- (2) スポーツ振興センター所長、スポーツ振興センター次長及び市民体育館長の職を廃止し、スポーツ振興課長の職を新たに設置すること。
- (3) スポーツ振興課の分掌事務について、これまでのスポーツ振興センターの分掌事務に加え、スポーツ関係団体に関することを加えたこと。
- (4) その他、規定の整理を行ったこと。

3 施行期日 平成25年4月1日

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第一百八十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

② 普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

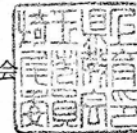
◇組織の廃止及び新設に係る教育委員会発出 協議文書

写

上教総第397号
平成24年11月6日

上尾市長 島村 穰 様

上尾市教育委員会



上尾市教育委員会における組織の廃止及び新設について（協議）

下記のとおり、当委員会の組織について再編を行うため、教育委員会規則及び規程の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の4第2項の規定に基づき、協議します。

記

- 1 廃止する組織 スポーツ振興センター 及び 市民体育館
- 2 廃止する課長職以上の職 スポーツ振興センター所長、スポーツ振興センター次長、市民体育館長
- 3 新設する組織 スポーツ振興課
〔スポーツ振興課の分掌事務〕
 - (1) スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関すること。
 - (2) スポーツ・レクリエーション施設（都市計画公園内施設を除く。）の整備及び管理に関すること。
 - (3) 学校体育施設の開放に関すること。
 - (4) スポーツ推進審議会に関すること。
 - (5) スポーツ推進委員に関すること。
 - (6) スポーツ関係団体に関すること。
- 4 新設する課長職以上の職 スポーツ振興課長
- 5 改正を行う教育委員会規則及び規程
 - (1) 上尾市スポーツ推進審議会規則（昭和51年教育委員会規則第8号）
 - (2) 上尾市教育委員会事務局組織規則（平成5年教育委員会規則第3号）
 - (3) 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）
 - (4) 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程
(平成20年教育委員会訓令第1号)
 - (5) 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年教育委員会訓令第1号）
 - (6) 上尾市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程
(平成22年教育委員会教育長訓令第1号)
- 6 施行期日 平成25年4月1日

担当：教育総務部総務課 池田（内線711）

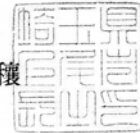
◇組織の廃止及び新設に係る上尾市長発出 協議に対する回答文書

写

上 庶 第 4 1 9 号
平成24年11月16日

上尾市教育委員会 様

上尾市長 島村 穂



上尾市教育委員会における組織の廃止及び新設に係る地方自治法
(昭和22年法律第67号)第180条の4第2項の協議について
(回答)

平成24年11月6日上教総第397号で協議のありました標記については、
次の条件を付けて同意します。

スポーツ振興課の分掌事務に「市民体育館に関すること。」「平方スポーツ広
場に関すること。」「平方野球場に関すること。」及び「平塚サッカー場に関す
ること。」を加えること。

担当 総務部庶務課法規・事務管理担当 鈴木 知哉
内線 422



◇上尾市スポーツ推進審議会規則（昭和51年上尾市教育委員会規則第8号） 新旧対照表

改正前 (改正部分)	改正後 (太字 改正部分)
<p>(庶務)</p> <p>第4条 審議会の庶務は、<u>教育総務部スポーツ振興センター</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第4条 審議会の庶務は、教育総務部スポーツ振興課において処理する。</p>

◇上尾市教育委員会事務局組織規則（平成5年上尾市教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正前 (改正部分)	改正後 (太字 改正部分)												
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において「グループ」とは、次条第2項に規定する課又はセンターの分掌事務を分担して職員（特に指定された事務のみを掌理する職員を除く。）に処理させるため、当該課又はセンターごとに編成される職員の集団をいう。</p> <p>(内部組織及びその分掌事務)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課又はセンターを置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部の名称</th> <th style="width: 80%;">課又はセンターの名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務部</td> <td>総務課、生涯学習課、スポーツ振興センター</td> </tr> <tr> <td>学校教育部</td> <td>学務課、指導課、学校保健課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表の左欄に掲げる部及び当該部にそれぞれ置かれる課又はセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部 総務課 (1)～(14) 生涯学習課 (1)～(7)</p>	部の名称	課又はセンターの名称	教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興センター	学校教育部	学務課、指導課、学校保健課	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において「グループ」とは、次条第2項に規定する課の分掌事務を分担して職員（特に指定された事務のみを掌理する職員を除く。以下この条において同じ。）に処理させるため、当該課において編成される職員の集団をいう。</p> <p>(内部組織及びその分掌事務)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部の名称</th> <th style="width: 80%;">課の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務部</td> <td>総務課、生涯学習課、スポーツ振興課</td> </tr> <tr> <td>学校教育部</td> <td>学務課、指導課、学校保健課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表の左欄に掲げる部及び当該部にそれぞれ置かれる課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部 総務課 (1)～(14) 生涯学習課 (1)～(7)</p>	部の名称	課の名称	教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興課	学校教育部	学務課、指導課、学校保健課
部の名称	課又はセンターの名称												
教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興センター												
学校教育部	学務課、指導課、学校保健課												
部の名称	課の名称												
教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興課												
学校教育部	学務課、指導課、学校保健課												

スポーツ振興センター

- (1) スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関すること。
- (2) スポーツ・レクリエーション施設の整備及び管理に関すること。

- (3) 学校体育施設の開放に関すること。

- (4) 市民体育館に関すること。
- (5) 平方スポーツ広場に関すること。
- (6) 平方野球場に関すること。
- (7) 平塚サッカー場に関すること。

《以下省略》

(職及び職務)

第3条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
	次長	部長を助け、部の事務を調整する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
<u>スポーツ振興センター</u>	<u>所長</u>	<u>上司の命を受け、スポーツ振興センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。</u>
	<u>次長</u>	<u>所長を助け、スポーツ振興センターの事務を調整する。</u>

スポーツ振興課

- (1) スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関すること。
- (2) スポーツ・レクリエーション施設（都市計画公園内の施設を除く。）の整備及び管理に関すること。
- (3) 学校体育施設の開放に関すること。
- (4) スポーツ関係団体に関すること。
- (5) 市民体育館に関すること。
- (6) 平方スポーツ広場に関すること。
- (7) 平方野球場に関すること。
- (8) 平塚サッカー場に関すること。

《以下省略》

(職及び職務)

第3条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
	次長	部長を助け、部の事務を調整する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

改正前 (改正部分)			改正後 (太字 改正部分)		
2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
組織	職	職務	組織	職	職務
部	参与	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。	部	参与	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	参事	同上		参事	同上
	主席副参事	同上		主席副参事	同上
	副参事	同上		副参事	同上
課及びスポーツ振興センター	主席主幹	上司の命を受け、 <u>課又はスポーツ振興センター</u> の事務を総括整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する(特に指名された主席主幹にあっては、さらに、 <u>課長又はスポーツ振興センター次長</u> を補佐する。)	課	主席主幹	上司の命を受け、 課 の事務を総括整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する(特に指名された主席主幹にあっては、さらに、課長を補佐する。)
	主幹	上司の命を受け、 <u>課又はスポーツ振興センター</u> の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う(特に指名された主幹にあっては、さらに、 <u>課長又はスポーツ振興センター次長</u> を補佐する。)		主幹	上司の命を受け、 課 の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う(特に指名された主幹にあっては、さらに、課長を補佐する。)
	副主幹	(1) リーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う(特に指名された副主幹にあっては、さらに、 <u>課長又はスポーツ振興センター次長</u> を補佐する。) (2) サブリーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。		副主幹	(1) リーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う(特に指名された副主幹にあっては、さらに、課長を補佐する。) (2) サブリーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。
	主査	(1)～(3) 《省略》		主査	(1)～(3) 《省略》
備考 1 この表において「リーダー」とは、 <u>課長又はスポーツ振興センター次長</u> が、グループに配置した職員のうちから、当該グループの事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者をいう。 2 この表において「サブリーダー」とは、 <u>課長又はスポーツ振興センター次長</u> が、グループに配置した職員のうちから、当該グループのリーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者をいう。			備考 1 この表において「リーダー」とは、課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループの事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者をいう。 2 この表において「サブリーダー」とは、課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループのリーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者をいう。		

◇上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成13年上尾市教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)																																	
<p>(機関等)</p> <p>第2条 教育委員会の所管に属する機関の所掌事務及びその所属する部又は課は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>所掌事務</th> <th>所属する部又は課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館</td> <td>社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務</td> <td>教育総務部</td> </tr> <tr> <td>市民体育館</td> <td><u>上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号)第2条に規定する業務</u></td> <td><u>スポーツ振興センター</u></td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td>上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務</td> <td>指導課</td> </tr> <tr> <td>中学校給食共同調理場</td> <td>上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務</td> <td>学校保健課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(必置の職及びその職務)</p> <p>第3条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第13条第1項の規定により館長を置くほか、次長を置き、その職務は、上司の命を受け、当該機関の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督することとする。</p> <p>2 次に掲げる館長及び所長の職務は、上司の命を受け、当該機関の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督することとする。</p> <p>(1) 上尾市立公民館条例(昭和60年上尾市条例第8号)第3条第1項に規定する館長</p> <p>(2) <u>上尾市民体育館条例第1条に規定する館長</u></p> <p>(3) <u>上尾市教育センター条例第3条に規定する所長</u></p> <p>(4) <u>上尾市立中学校給食共同調理場条例第3条に規定する所長</u></p>	機関	所掌事務	所属する部又は課	公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務	生涯学習課	図書館	上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務	教育総務部	市民体育館	<u>上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号)第2条に規定する業務</u>	<u>スポーツ振興センター</u>	教育センター	上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務	指導課	中学校給食共同調理場	上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務	学校保健課	<p>(機関等)</p> <p>第2条 教育委員会の所管に属する機関の所掌事務及びその所属する部又は課は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>所掌事務</th> <th>所属する部又は課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館</td> <td>社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務</td> <td>教育総務部</td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td>上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務</td> <td>指導課</td> </tr> <tr> <td>中学校給食共同調理場</td> <td>上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務</td> <td>学校保健課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(必置の職及びその職務)</p> <p>第3条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第13条第1項の規定により館長を置くほか、次長を置き、その職務は、上司の命を受け、当該機関の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督することとする。</p> <p>2 次に掲げる館長及び所長の職務は、上司の命を受け、当該機関の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督することとする。</p> <p>(1) 上尾市立公民館条例(昭和60年上尾市条例第8号)第3条第1項に規定する館長</p> <p>(2) <u>上尾市教育センター条例第3条に規定する所長</u></p> <p>(3) <u>上尾市立中学校給食共同調理場条例第3条に規定する所長</u></p>	機関	所掌事務	所属する部又は課	公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務	生涯学習課	図書館	上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務	教育総務部	教育センター	上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務	指導課	中学校給食共同調理場	上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務	学校保健課
機関	所掌事務	所属する部又は課																																
公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務	生涯学習課																																
図書館	上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務	教育総務部																																
市民体育館	<u>上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号)第2条に規定する業務</u>	<u>スポーツ振興センター</u>																																
教育センター	上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務	指導課																																
中学校給食共同調理場	上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務	学校保健課																																
機関	所掌事務	所属する部又は課																																
公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務	生涯学習課																																
図書館	上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務	教育総務部																																
教育センター	上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務	指導課																																
中学校給食共同調理場	上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務	学校保健課																																

◇議案第60号「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について」の概要

1 改正の理由

上尾市民体育館の設置の目的を効果的に達成するため、平成25年4月1日からその管理を指定管理者に行わせるものとした上尾市民体育館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、プリペイドカードによる利用料金の納付制度を導入し、更衣ロッカーを無料化とし、アリーナ空調設備を有料化とするため、規則の一部改正をするもの。

2 改正点

- (1) 利用料金の額を設定し、又は変更しようとするときは、教育委員会に承認の申請をすることとしたこと。
- (2) 利用料金の減免について、減免を受けようとする者は、指定管理者に申請書を提出し、それを受けた指定管理者は、教育委員会に承認を受けなければならないとしたこと。
- (3) (1)・(2)の他、指定管理者制度導入に伴う所要の改正を行うこと。
- (4) 施設予約について、利用しようとする日の前3日までに申請書を提出することとしたこと。
(改正前は7日前)
- (5) 個人の体力相談室兼トレーニング室の利用に際しては、その利用料金を付加価値を付与したプリペイドカードにより納付することができるようにしたこと。
- (6) 更衣ロッカーの利用料金について、ダイヤル式のコインロッカーの設置に伴い、その利用を無料化としたこと。
- (7) アリーナの空調設備について、新たに利用料金を設定したこと。

3 施行期日 平成25年4月1日

◇上尾市民体育館管理規則（昭和55年上尾市教育委員会規則第2号）

新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号。以下「条例」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、上尾市民体育館（以下「体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は上尾市民体育館利用許可申請書（第1号様式）を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民体育館利用変更許可申請書（第2号様式）を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。ただし、個人が利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日に口頭により行うものとする。</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から利用しようとする日の前<u>7日</u>までに提出しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(許可書等の交付)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の許可は、<u>上尾市民体育館利用許可書兼領収書</u>（第3号様式）<u>又は上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書</u>（第4号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人利用の許可は、個人利用券（<u>第5号様式</u>）を当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、<u>使用料</u>の領収書は、交付しない。</p> <p>(造作等の制限)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、利用のため体育館の施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、上尾市民体育館（以下「体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は上尾市民体育館利用許可申請書（第1号様式）を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民体育館利用変更許可申請書（第2号様式）を条例第12条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、個人が利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日に口頭により行うものとする。</p> <p>2 前項本文の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から利用しようとする日の前3日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(許可書等の交付)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の許可は、上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書（第3号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人利用の許可は、個人利用券（第4号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、利用料金（条例第15条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の領収書は、交付しない。</p> <p>(造作等の制限)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、利用のため体育館の施設等（条例第2条第1号に規定する施設等をいう。次条において同じ。）に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。</p>

改正前 (改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(<u>遵守事項及び教育委員会の指示</u>)</p> <p>第5条 教育委員会は、体育館の利用者の遵守事項を定め、及び体育館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。</p>	<p>(<u>利用後の点検</u>)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、<u>指定管理者による点検を受けなければならない。</u></p>
<p>(販売行為等の禁止)</p> <p>第6条 体育館内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ<u>教育委員会の許可</u>を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(販売行為等の禁止)</p> <p>第6条 体育館内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ<u>指定管理者の許可</u>(物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあっては、<u>教育委員会の当該許可</u>)を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</u></p>
<p>(<u>使用料の納期</u>)</p> <p>第7条 条例第12条の使用料は、第3条第1項に規定する許可書又は同条第2項の個人利用券の交付と同時に納付するものとする。</p>	<p>(<u>利用料金の納付</u>)</p> <p>第7条 条例第15条第1項の規定による<u>利用料金の納付</u>は、第3条第1項に規定する許可書又は同条第2項の個人利用券の交付と同時に、<u>これを行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金のうち、体力相談室兼トレーニング室の利用(個人利用の場合に限る。)に係るものについては、プリペイドカードにより納付することができる。</u></p> <p>3 <u>前項のプリペイドカードの種類及び料金は、別表第1のとおりとする。</u></p>
<p>(<u>附属設備の使用料</u>)</p> <p>第8条 条例第12条第2項の規定に基づく附属設備の<u>使用料</u>は、別表のとおりとする。</p>	<p>(附属設備の<u>利用料金の額</u>)</p> <p>第8条 条例別表1の表及び2の表に規定する附属設備の<u>利用料金の額</u>は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(<u>指定管理者による利用料金の額についての承認申請</u>)</p> <p>第9条 指定管理者は、<u>利用料金の額</u>について第15条第4項の承認を受けようとするときは、<u>上尾市民体育館利用料金承認申請書(第5号様式)</u>により、<u>教育委員会に申請しなければならない。</u></p>

(使用料の減免)

第9条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催するスポーツ行事に利用する場合 免除
- (2) 市立学校が教育目的のため行う体育行事に利用する場合 免除
- (3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体に、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除
- (4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額
- (5) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額

2 条例第5条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民体育館使用料減額・免除申請書(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 条例第14条第1号の場合 全額
- (2) 条例第14条第2号の場合 教育委員会がその都度定める割合

2 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、上尾市民体育館使用料還付申請書(第7号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用後の点検)

第11条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、体育館職員の点検を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事に利用する場合 免除
- (2) 市立学校が教育目的のため行う体育行事に利用する場合 免除
- (3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体に、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除
- (4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額
- (5) その他指定管理者が特に必要があると認める場合 3割減額

2 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書(第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書(第7号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

(利用料金の返還の額等)

第12条 条例第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第17条第1号の場合 既納の利用料金の全額
- (2) 条例第17条第2号の場合 既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額

2 条例第17条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金返還申請書(第8号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

改正前 (改正部分)	改正後 (太字 改正部分)																																																
<p>(委任)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、上尾市教育委員会教育長が定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第13条 条例及びこの規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、条例第13条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に定める。</p>																																																
<p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>附属設備の内訳</th> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>得点表示盤</td> <td>1基</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>更衣ロッカー</td> <td>1個</td> <td>1回につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	附属設備の内訳	利用単位	使用料	得点表示盤	1基	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	更衣ロッカー	1個	1回につき	100円	<p>別表第1 (第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用度数 11,000円分</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 5,500円分</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 2,750円分</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プリペイドカードの料金は、発行の際に徴収する。</p> <p>別表第2 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>附属設備の内訳</th> <th>利用単位</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>得点表示盤</td> <td>1基</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ空調設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	料金の額	利用度数 11,000円分	10,000円	利用度数 5,500円分	5,000円	利用度数 2,750円分	2,500円	利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額	得点表示盤	1基	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円
利用区分	附属設備の内訳	利用単位	使用料																																														
得点表示盤	1基	1時間につき	300円																																														
放送設備	1式	1時間につき	300円																																														
放送設備	1式	1時間につき	300円																																														
更衣ロッカー	1個	1回につき	100円																																														
種 類	料金の額																																																
利用度数 11,000円分	10,000円																																																
利用度数 5,500円分	5,000円																																																
利用度数 2,750円分	2,500円																																																
利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額																																														
得点表示盤	1基	1時間につき	300円																																														
放送設備	1式	1時間につき	300円																																														
放送設備	1式	1時間につき	300円																																														
アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円																																														

◇上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年上尾市教育委員会訓令第1号） 新旧対照表

改正前 (改正部分)			改正後 (太字 改正部分)		
<p>(機関等)</p> <p>第3条 市教育委員会事務局に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>			<p>(機関等)</p> <p>第3条 市教育委員会事務局に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>		
1	部長	教育長	1	部長	教育長
2	参与 参事 次長 (スポーツ振興センター次長を除く。) 主席副参事 スポーツ振興センター所長 副参事 課長	所属する部の長	2	参与 参事 次長 主席副参事 副参事 課長	所属する部の長
3	スポーツ振興センター次長	スポーツ振興センター所長	3	主席主幹以下の職にある課の職員	所属する課の長
4	主席主幹以下の職にある課の職員	所属する課の長			
5	主席主幹以下の職にあるスポーツ振興センターの職員	スポーツ振興センター次長			
<p>2 市立教育機関に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>			<p>2 市立教育機関に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>		
1	図書館長	教育総務部長	1	図書館長	教育総務部長
2	図書館次長	図書館長	2	図書館次長	図書館長
3	主席主幹以下の職にある図書館の職員	図書館次長	3	主席主幹以下の職にある図書館の職員	図書館次長
4	公民館長 市民体育館長 教育センター所長 中学校給食共同調理場所長	当該教育機関が所属する課の長(市民体育館長にあっては、スポーツ振興センター所長)	4	公民館長 教育センター所長 中学校給食共同調理場所長	当該教育機関が所属する課の長
5	主席主幹以下の職にある公民館、市民体育館、教育センター又は中学校給食共同調理場の職員	所属する当該教育機関の長	5	主席主幹以下の職にある公民館、教育センター又は中学校給食共同調理場の職員	所属する当該教育機関の長
6	平方幼稚園長	教育長	6	平方幼稚園長	教育長
7	平方幼稚園の職員(園長及び用務員を除く。)	平方幼稚園長	7	平方幼稚園の職員(園長及び用務員を除く。)	平方幼稚園長
8	小学校又は中学校の職員(用務員を除く。)	所属する小学校又は中学校の長	8	小学校又は中学校の職員(用務員を除く。)	所属する小学校又は中学校の長

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号） 新旧対照表

改正前 (改正部分)	改正後 (太字 改正部分)
<p>(専決の制限)</p> <p>第3条 教育長は、教育長、部長、次長、課長、<u>スポーツ振興センター所長及び図書館長並びにスポーツ振興センター次長及び図書館次長並びに公民館長、市民体育館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長</u>（第5条において「教育長等」という。）の専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。</p> <p>(1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。</p> <p>(2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。</p> <p>(3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 部長、次長、課長、<u>スポーツ振興センター所長及び図書館長並びにスポーツ振興センター次長及び図書館次長並びに公民館長、市民体育館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長</u>は、自己の専決することができる事項であっても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 専決することができる事項に係る事案について、専決することができる者が不在のときは、次の表の左欄に掲げる者に代わって、同表右欄の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。</p>	<p>(専決の制限)</p> <p>第3条 教育長は、教育長、部長、次長、課長、図書館長及び図書館次長並びに公民館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長（第5条において「教育長等」という。）の専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。</p> <p>(1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。</p> <p>(2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。</p> <p>(3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 部長、次長、課長、図書館長及び図書館次長並びに公民館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長は、自己の専決することができる事項であっても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 専決することができる事項に係る事案について、専決することができる者が不在のときは、次の表の左欄に掲げる者に代わって、同表右欄の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。</p>

教育長	1 主務部長 2 主務次長(スポーツ振興センター及び図書館が分掌し、又は所掌する事務に係る事案については、それぞれスポーツ振興センター所長又は図書館長)
部長	1 次長(スポーツ振興センター及び図書館が分掌し、又は所掌する事務に係る事案については、それぞれスポーツ振興センター所長又は図書館長) 2 主務課長(スポーツ振興センター及び図書館が分掌し、又は所掌する事務に係る事案については、それぞれスポーツ振興センター次長又は図書館次長)
次長	主務課長
スポーツ振興センター所長	1 スポーツ振興センター次長 2 主席主幹 3 主幹
図書館長	1 図書館次長 2 主席主幹 3 主幹
課長、スポーツ振興センター次長又は図書館次長	1 主席主幹 2 主幹 3 当該事項を所掌するグループのリーダー
公民館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長	1 主席主幹 2 主幹 3 リーダー

(スポーツ振興センター所長等の専決事項)

第13条 スポーツ振興センター所長及び図書館長の専決することができる事項は、別表第3のスポーツ振興センター所長及び図書館長専決の欄に掲げるとおりとする。

2 スポーツ振興センター次長及び図書館次長の専決することができる事項は、別表第3のスポーツ振興センター次長及び図書館次長専決の欄に掲げるとおりとする。

(公民館長等の専決事項)

第14条 公民館長、市民体育館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長の専決することができる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。

教育長	1 主務部長 2 主務次長(図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長)
部長	1 次長(図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長) 2 主務課長(図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館次長)
次長	主務課長
図書館長	1 図書館次長 2 主席主幹 3 主幹
課長又は図書館次長	1 主席主幹 2 主幹 3 当該事項を所掌するグループのリーダー
公民館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長	1 主席主幹 2 主幹 3 リーダー

(図書館長及び図書館次長の専決事項)

第13条 図書館長の専決することができる事項は、別表第3の図書館長専決の欄に掲げるとおりとする。

2 図書館次長の専決することができる事項は、別表第3の図書館次長専決の欄に掲げるとおりとする。

(公民館長等の専決事項)

第14条 公民館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長の専決することができる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。